

貸金庫規定改定のお知らせ

平素より飯能信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、リスクが高い物品として「現金」が明示されました。

本改正を受け、当金庫では、以下のとおり「貸金庫規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様についても適用されますので、ご了承ください。

1. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

日本円・外国通貨とも貸金庫への格納はできません。

なお、対象となる日本円は、日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣および、それと肖像が同一である銀行券（2007年に発行停止となった一万円券《福沢諭吉》）です。

(2) 貸金庫の利用目的を書面等でご申告

貸金庫を適正にご利用いただくため、契約時および継続的に利用目的の申告が必要になります。

2. 改定日

2026年4月1日（水）

3. 改定後の規定

改定後の貸金庫規定は、当金庫ホームページにてご確認ください。

4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫に現金を格納されているお客さまにおかれましては、2026年3月31日までに現金の取り出しをお願いいたします。
- (2) 貸金庫の利用目的をご申告いただく書面を順次、お届けいただいている住所へ郵送させていただきます。お手数をお掛けいたしますが、お手元に届きましたらご申告をお願いいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 担当部署 総務グループ 担当者名 天野・大森

☎042-973-4515（平日9:00~17:00）

✉soumu@hanno-shinkin.jp

